

◎福島町議会基本条例第28条の規定に基づく検討調書

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

		条 項	前 文
現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 文	<p>福島町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される福島町議会と福島町長は、二元代表民主制の下で、合議制、独任制という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政を運営する。</p> <p>議会は、「議会の主役は議員」、「住民が参画（協働）する議会」、「変化を恐れない議会」と三つの視点で「気がついた事から」、「できる事から」一歩ずつ改革を積み上げ、期待される「開かれた議会」づくりを進めてきました。</p> <p>過疎、少子高齢化が加速する現状の中で、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すこととなります。「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。</p> <p>議会は、憲法・地方自治法を遵守し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」における議会・議員の役割と責務に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 町民と議会の協働・情報共有 一 町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争 一 町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議 一 議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開 一 公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等 <p>を本条例に定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・行動計画の実践等もあり、前文の理念に即した議員・議会の活動を展開していると考える。
	②議運で示した改善策等の考え方		・検証を行い、課題等を確認しながら各条文に対応した行動計画を整理し実践していくものとする。
	③諮問会議の意見		意見～口語体と文語体が混在している。条文なので文語体に統一したらどうか。 回答～前文は、宣言的な文としており、口語体で修正する。 ※4行目文末「する」→「します」に修正 ○文言の修正は、今任期中に全体を精査調整し一括して条例改正で対応する。
	④行動計画	取組内容	
取組結果			・前文に定める5項目の理念に基づく、各条文内容の実現に向けた課題等を確認し、これらを解決するための行動計画に基づいた取り組みと検証を加えながら議会活動を進めている。
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■前文は、この条例制定に係る経緯と総体的な意思を示すものであり、制定から10年が経過しているが、当議会を取り巻く状況の変化等を考慮しても、内容は妥当であると考えます。 また、上記（H27 検討実績）諮問会議意見の修正案について、意見どおり改正することを決定しました。 【文言修正以外の条文等の見直しは必要ないと考えます。】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		■なし（H27 検討実績「③諮問会議の意見」どおり、4行目文末の「する」を「します」に条文改正）
	ウ. 方向性		A（条文改正は文言修正であり、内容に変更はないのでAとした）
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第1条(目的)
		条 文	この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府としての議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取り組みを行い、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・町は、第5次福島町総合計画を策定するにあたり、策定を1年延長する事態となったことは、平成25年6月に制定した当該条例の主旨を行政内部が十分理解していないことも要因の一つと考えています。議会においては、引き続き当該条例に基づいた策定手続きが行われているかどうかをチェックしていく必要がある。
	②議運で示した改善策等の 考え方		①わかりやすく町民が参加する議会②しっかりと討議する議会③町民が実感できる政策を提言する議会 の充実に向けた行動計画を整理し実践していくものとする。
	③諮問会議の意見		意見～地方政府は行政も入るので、条文の修正をしたらどうか。 回答～条文の修正を検討します。 ※1行目「にふさわしい地方政府としての議会・議員の」→「にふさわしい地方政府の議会・議員として」に修正 ○文言の修正は、今任期中に全体を精査調整し一括して条例改正で対応する。
	④行動計画	取組内容	
取組結果			・本条例に定めた目的に沿って、各条文内容の実現に向けた課題等を確認し、これらを解決するための行動計画に基づいた取り組みと検証を加えながら議会活動を進めている。
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条は、この条例の目的を規定しており、3つの基本事項を主体にした取組を今後も継続する必要がある。 また、上記(H27 検討実績) 諮問会議意見の修正案について、意見どおり改正することを決定した。 【表現修正以外の条文等の見直しは必要ないと考える。】
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		■なし(H27 検討実績「③諮問会議の意見」どおり、1行目の「にふさわしい地方政府としての議会・議員の」を「にふさわしい地方政府に対峙する議会・議員としての」に条文改正)
	ウ. 方向性		A(条文改正は表現の変更であり、内容に変更はないのでAとした)
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第2条(議会・議員の使命)
		条 文	議会・議員は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価(監視)における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・ 常任委員会にあつては、論点整理・議員間討議が行われている。しかし、本会議での論点整理と議員間討議はほとんど行われていない現状にある。 ・ 議員の質疑・意見交換における明瞭・簡潔な発言に努めることが大切である。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】 ◆ [H26 議会評価項目：討議→△]
	②議運で示した改善策等の考え方		・ 各議員の考え方を町民等に示すためにも本会議での議員間討議を行うよう、事前勉強会若しくは議運において、予め議案のポイントとなる内容を確認しながら論点項目を整理し、会議前に議員に周知する。 ・ 議会運営委員会において一定の意見交換のルールを検討する。
	③諮問会議の意見		・ 勉強会で納得してしまい、本会議での討議が行われないとのことだが、気軽に討議することが大事あり、例えば本会議で勉強会での内容を、まとめて読み上げることも必要ではないか。公開することが大事である。
	④行動計画	取組内容	
取組結果			【整理No.1「議員間討議の推進」参照】
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■【議員間討議について】 本会議での議員間討議がない。しかし、当議会常任委員会の所管事務調査の充実がその大きな要因であると理解する。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		■【議員間討議について】 現行の行動計画の取り組みを継続する。
	ウ. 方向性		B(行動計画に委任(継続改善))
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第3条 (通年議会)
		条 文	<p>議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。</p> <p>2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例（平成21年条例第12号）で定める。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	<p>・現状における本会議の開催は、特に問題・課題はないと考えている。 【条文等の見直しは必要ないとする。】</p>	
	②議運で示した改善策等の考え方	<p>・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>	
	③諮問会議の意見	<p>・なし</p>	
	④行動計画	取組内容	<p>・なし</p>
取組結果		<p>・基本条例・会議条例に基づき、通年議会を運営した。</p>	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	<p>■本条の定めに基づく現状の「通年議会」の運営に、特に問題・課題はない。 【<u>条文等の見直しは必要ないとする。</u>】</p>	
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	<p>■特に新しい改善策はなく、<u>これまでどおり運営していく。</u></p>	
	ウ. 方向性	<p><u>A</u></p>	
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第4条 (議員の政治倫理)	
	条 文	議員は、町民全体の代表者として二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。 2 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例（平成20年条例第15号）で定める。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	・引き続き、不当要求行為等防止条例第3条に規定している倫理基準を遵守する。特に、町職員への働きかけ、町が助成金、補助金を交付している法人や許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをする働きかけが絶対に起こらないよう議運としても日頃からチェックする姿勢を持つことが必要である。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】 ◆ [H26 議会評価項目：長との適正な関係→○]	
	②議運で示した改善策等の考え方	・議運が行っている、本会議終了後の反省事項の協議に合わせて、毎回、「政治倫理基準の遵守」の項目を設け、議員個々の言動について問題等がないか意見交換する。	
	③諮問会議の意見	・なし	
	④行動計画	取組内容	【整理No.3「議会運営委員会の反省事項の項目（政治倫理基準）追加」参照】
取組結果		【整理No.3「議会運営委員会の反省事項の項目（政治倫理基準）追加」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	■本条の定めに基づく現状の「議員の政治倫理」は、特に悪化しているような事例はないが、 <u>現行、「不当要求行為等を防止する条例」は、対象が執行者側に限定されていることから、議員の政治活動全般に対応する条例に改正すべきある。</u>	
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	■「 <u>不当要求行為等を防止する条例</u> 」⇒ <u>条例内容を整理し名称を「政治倫理条例」に改正する。</u>	
	ウ. 方向性	C. (行動計画に委任(新規改善).)	
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第5条（議会の活動原則）
	条 文	<p>議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。</p> <p>2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める会議条例等の内容を継続的に見直す。</p> <p>3 議会は、委員外議員の制限規定を廃止し、多様な討議を展開して委員外議員を含めた委員会活動の充実強化を図る。</p> <p>4 議会は、ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供する。</p> <p>5 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供し、傍聴者の意見を聴く機会を設けるなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営をする。</p> <p>6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由・再開の時刻を傍聴者に説明する。</p> <p>7 傍聴に関し必要な事項は、福島町議会への参画を奨励する規則（平成21年議会規則第1号）で定める。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・広聴常任委員会の定期的な開催が実現できていない。 ・議会報告会の開催は町民にもその目的が認識され、定着化したと理解している。今後は、町民が興味を持ち参加したいと思えるテーマの検討も必要である。 ・議会インターネット中継システムは導入から6年目を迎え、徐々に町内でも周知されており、視聴者も多くなってきている。回線も平成26年8月より光回線対応となったことにより、以前より課題となっていた同時アクセス時に画像が静止する等の問題が解消された。また、一部の町民から要望のあった携帯電話での視聴も、新システム更新（H27年8月）に伴い、録画映像に限り配信されている。 ・議会ホームページについては、町ホームページと同様にH27年度中にリニューアルする予定である。 <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p> <p>◆ [H26 議会評価項目：各種団体との懇談会の開催→△・町民と議員との懇談会の開催→○・審議前の会議資料の公開→○・参画者への対応と参加度→○]</p>
	②議運で示した改善策等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の広報・広聴常任委員会で定期開催の内容をまとめる。 ・議会報告会は現状のまま進める。 ・議会ホームページのリニューアルに向け、他議会を参考により見やすいレイアウトを検討する。
	③諮問会議の意見	・なし
	④行動計画	<p>取組内容</p> <p>【整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.5「議会ホームページの充実」、整理No.14「議会だよりの充実・改善」参照】</p> <p>取組結果</p> <p>【整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.5「議会ホームページの充実」、整理No.14「議会だよりの充実・改善」参照】</p>
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	<p>■<u>第2項の会議条例等の見直しが課題。</u></p> <p>【<u>条文等の見直しは必要ないと考える。</u>】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	<p>■<u>H31改選前に会議条例等を見直し改正する。</u></p>
	ウ. 方向性	<p><u>C（行動計画に委任（新規改善））</u></p>
	エ. 諮問会議委員の意見	

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第6条（議員の活動原則）	
	条 文	議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。 2 議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をする。 3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をする。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・議員間討議については、第2条と同じである。 ・検討会（勉強会）のうち、本会議関係については内容をより充実させていくことが必要である。【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の考え方		・議員間討議は、各議員の考え方を町民等に示すためにも本会議で行うよう、事前勉強会若しくは議運において、予め議案のポイントとなる内容を確認しながら論点項目を整理し、会議前に議員に周知し、質疑・討議に役立てる。（第2条と同じ。） ・検討会（勉強会）で、各議員が注意・確認を要すると判断した議案に関して、予めその要旨について発言する場を設定し進行することを検討する。 ・議員個々が自主的な研鑽に努めることが大切である。
	③諮問会議の意見		・議員討議については第2条と同じ意見
	④行動計画	取組内容	【整理No.1「議員間討議の推進」、整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.6「議員勉強会の充実」、整理No.7「議員活動の充実」参照】
取組結果		【整理No.1「議員間討議の推進」、整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.6「議員勉強会の充実」、整理No.7「議員活動の充実」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■【議員間討議について】 本会議での議員間討議がない。しかし、当議会常任委員会の所管事務調査の充実がその大きな要因であると理解する。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		■【議員間討議について】 現行の行動計画の取り組みを継続する。
	ウ. 方向性		B（行動計画に委任（継続改善））
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第7条 (町民参加・町民との協働)	
	条 文	<p>議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等すべての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちいつでも参加できるよう運営する。</p> <p>3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。</p> <p>4 議会は、請願・陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会・議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働を目指して、政策提案の拡大を図る。</p> <p>6 議会は、町民に対し、各議員の選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。</p> <p>7 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に議会を開催するよう努める。</p> <p>8 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	<p>・議会報告会・出前議会については、第5条と同じである。</p> <p>・議会活動の情報提供は他の町村議会と比べても充実している。しかし、議会活動の内容(採決状況や議員の言動等)の真意が必ずしも町民に理解されているとは言えない状況にある。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】 ◆ [H26 議会評価項目：休日・夜間議会の開催→○]</p>	
	②議運で示した改善策等の考え方	<p>・出前議会は、年度当初の広報・広聴常任委員会で定期開催の内容をまとめる。(第5条と同じ。)</p> <p>・議会報告会は現状のまま進める。(第5条と同じ。)</p> <p>・毎年、行政が実施している「町政に対する要望・意見の取りまとめ」について、町民による請願・陳情と位置付け、両常任委員会の調査事項として議論を行うことを検討する。</p>	
	③諮問会議の意見	<p>意見～第3項について、法も改正されており参考人制度・公聴会制度と合せ、専門知見制度を活用してはどうか。</p> <p>回答～議会運営委員会で協議します。</p> <p>○専門的知見の活用制度について別建で条文整理する検討⇒(第6章適正な議会機能 21条 専門的知見の活用)</p>	
	④行動計画	取組内容	【整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.8「町政に対する要望・意見の取りまとめの活用」参照】
取組結果		【整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.8「町政に対する要望・意見の取りまとめの活用」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	<p>①広報・広聴関係については、第5条参照。</p> <p>②H27「諮問会議意見」「専門的知見活用」の条文整理</p> <p>③第6項に議会評価・議員評価の概念が欠落</p> <p>④第8項の議会報告会に新たな名称を加える</p>	
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	<p>①広報・広聴関係については、第5条参照。</p> <p>②「専門的知見活用」については、第20条を改正する。(第20条参照)</p> <p>③第6項改正案 「議会は、町民に対し、議会評価、各議員の選挙公報・議員評価等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。」</p> <p>④第8項改正案 「議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会(町民と議員との懇談会)を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。」</p>	
	ウ. 方向性	D (条例の見直し)	
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第8条(町長等と議会・議員の関係)
	条 文	<p>町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識して、町政を運営する。</p> <p>2 議会のすべての会議における議員と町長等執行機関との質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にして一定の方向性を見いだすため、回数・時間などを制限しない一問一答の方式で行う。</p> <p>3 議会・議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終了することなく、政策提言等の討議による善政競争を展開する。</p> <p>4 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、議会(質問議員)に対して事前に答弁書を提出する。</p> <p>5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。</p> <p>6 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会議において質疑と意見交換に分けて進行すること、回数・時間などを制限しないことにより論点・争点に分かりやすいものになっている。 ・きちんと町長と対峙し、修正案を提出したり、総合計画の提言書を提出するなど善政競争に取り組んでいる。 ・一般質問の1会議当たりの質問件数が全国平均より少ない状況にある。 ・依然として、町長等の議員の質問・意見に対する反問の実績はない。 <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p> <p>◆ [H26 議会評価項目：一般質問→△・質疑→○・討論→△・法規模以外の執行部附属機関への委員就任廃止→○]</p>
	②議運で示した改善策等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・他の町村議会の質問項目等を参考に質問の検討を行う。 ・事前勉強会の中で一般質問予定の概要を説明する場を設け、議員間で意見交換を行うことにより質問内容の更なる充実を目指す検討を行う。
	③諮問会議の意見	・なし
	④行動計画	<p>取組内容</p> <p>【整理No.2「議員の発言に係るルールの検討」、整理No.6「議員勉強会の充実」、整理No.7「議員活動の充実」、整理No.9「一般質問の充実」参照】</p> <p>取組結果</p> <p>【整理No.2「議員の発言に係るルールの検討」、整理No.6「議員勉強会の充実」、整理No.7「議員活動の充実」、整理No.9「一般質問の充実」参照】</p>
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	<p>■本条の定めに基づく「町長等と議会・議員の関係」は、現体制になってからは行動計画を意識し良好な状態を保っていると認識しているので、特に問題・課題はないと考える。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	■特に新しい改善策はなく、 <u>これまでの取り組みを継続する。</u>
	ウ. 方向性	<u>B(行動計画に委任(継続改善))</u>
	エ. 諮問会議委員の意見	

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第9条 (町長による政策形成過程等の説明)	
	条 文	<p>町長は、議会に政策等(計画、事業等)を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出する。</p> <p>(1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・議運の反省事項の整理において、政策調書の充実に向けて事務段階で協議を進めることとの意見がありました。これを受けて、新しい様式に整理され、政策形成過程等の内容の明確化に繋がっている。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	②議運で示した改善策等の考え方		<p>・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>
	③諮問会議の意見		<p>・なし</p>
	④行動計画	取組内容	<p>・なし</p>
		取組結果	<p>・平成27年度当初予算から活用している政策等調書・総合計画事業管理表により、計画・事業等の審議をしている。</p>
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「町長による政策形成過程等の説明」は、H27に様式改正し、議案説明を行っていることから運用にあたっては継続するが、<u>条文に説明不足な点等があり改正が必要。</u></p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		<p><u>改正案(抜粋)</u> (4) 総合計画等における根拠・位置づけ (5) 関係ある法令・条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) <u>計画予算の積算根拠</u>、将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに<u>当たって</u>、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p>
	ウ. 方向性		<p><u>D (条例の見直し)</u></p>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第10条 (予算・決算における政策説明資料の作成)
		条 文	町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別・事業別の政策説明資料を提出する。 2 町長は、決算審査にあたって執行方針・予算等に基づいて行う行政評価・事務事業評価について、説明資料を付して提出する。
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・事務事業別予算説明資料は、様式的には一定の整理が図られたと考える。今後は、様式中の「事業内容等」の説明記載について、より分かりやすく・詳細なものに近づけて行くことが大事である。 ・事務事業評価を行っているが、評価項目の見直しを含め評価精度を高めて行くことが必要である。両常任委員会の統一意見として、評価シート項目の文言見直しと、議会評価方法の変更を町に説明した。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の考え方		・事務事業別予算説明資料の記入内容の充実と事務事業評価シート項目の文言の見直しを注視する。
	③諮問会議の意見		・なし
	④行動計画	取組内容	
取組結果			・平成28年度当初予算から予算説明資料の項目に「活動指標」「課題等」「プラン(行財政推進プラン)の位置付け」「事務事業評価」を追加し、以降、予決算説明資料に反映し審議を行っている。
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「予算・決算における政策説明資料の作成」は、H28に様式改正し、議案説明を行っていることから運用にあたっては継続するが、 条文に文言調整が必要な部分があり改正が必要。
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		改正案(抜粋) 町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すに 当たって 、前条の規定に準じて、わかりやすい 施策 ・事業別の政策説明資料を提出する。 2 町長は、決算審査に 当たって 執行方針・予算等に基づいて行う行政評価・事務事業評価について、説明資料を付して提出する。
	ウ. 方向性		A (条文改正は文言修正であり、内容に変更はないのでAとした)
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第11条 (議決事件の拡大)	
	条 文	<p>代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、自治法第96条第2項の議会の議決事件について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 福島町総合計画 (2) 福島町まちづくり行財政推進プラン (3) 福島町都市計画 (4) 福島町地域防災計画 (5) 福島町農業振興地域整備計画 (6) 福島町森林整備計画 (7) 福島町地域福祉計画 (8) 福島町住宅マスタープラン (9) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (10) 子ども・子育て支援事業計画 (11) 福島町人口ビジョン・総合戦略</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・町の主要計画を議決対象としたことで、前段に両常任委員会等において所管事務調査を行い、疑義をただし、必要に応じ修正を求め、計画を充分認識したうえで議決に臨む姿勢の充実に繋がっている。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p> <p>◆ (H26 議会評価項目：議決権範囲の拡大→○)</p>
	②議運で示した改善策等の考え方		<p>・福島町総合戦略を議決事項に追加することを検討する。</p> <p>・議決した計画の内容などを精査し、引き続き議決事件とするか行政側とも検討する。</p>
	③諮問会議の意見		<p>・総合計画は町が行う政策の最高規範だが、本当にそうになっているだろうか。そのためには総合計画とそれ以外の計画（法律で定められている個別計画、国の要請にもとづく計画、町が任意に策定する計画など）との関係がどうなっているのか、あらためてトータルに点検してみる必要がある。</p>
	④行動計画	取組内容	【整理No.10「議決事件の追加等の検討」参照】
取組結果		【整理No.10「議決事件の追加等の検討」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「議決事件の拡大」は、H28に町長部局と協議し、2計画を除外する改正を行っているが、新たに重要計画となっているものはなく、状況に応じた対応が必要と考える、条文に文言調整が必要な部分があり改正が必要。</p> <p>【文言調整以外の条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		<p>■特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。(文言調整、3行目文末の「自治法第96条第2項の議会の議決」を「議会の議決(地方自治法第96条第2項)」に条文改正)</p>
	ウ. 方向性		A
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第12条 (文書質問)
		条 文	議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問をすることができる。 2 文書質問について必要な事項は、会議条例で定める。
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・政策提案等に向けた積極的な文書質問の活用が必要である。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】 ◆ [H26 議会評価項目：文書質問→△]
	②議運で示した改善策等の 考え方		・町民要望等に対応する手法として有効活用する。 ・一般質問と連動した積極的な活用の検討を行う。
	③諮問会議の意見		・文書質問をもっと有効に活用すべきである。
	④行動計画	取組内容	
取組結果			【整理No.11「文書質問の更なる活用」参照】
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「文書質問」は、例年3人程度で特定の議員に偏る傾向がある。 【 <u>条文等の見直しは必要ないと考える。</u> 】
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		■ <u>特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</u>
	ウ. 方向性		<u>B (行動計画に委任 (継続改善))</u>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第13条 (適正な議会費の確立)
		条 文	<p>議会は、議会費について、町長との二元代表民主制の一方としての立場から、町長と協議して一定の標準率などにより、適正な議会活動費の確立を目指す。</p> <p>2 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページなどにより町民に公表する。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・本条に定める「一定の標準率など」のあり方は、H24年度に諮問会議で調査検討していただきましたが、内容的に難しいものがありました。しかし、標準とすべき額を示したことから、毎年度の議会費については、当該標準額内とすることを基本に予算要求していくことが必要である。ただし、議会活動の充実や議会関係設備等の更新費用が必要になる場合は、その内容を町長及び町民に説明する。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p> <p>◆ [H26 議会評価項目：適正な議会経費→○]</p>
	②議運で示した改善策等の考え方		<p>・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>
	③諮問会議の意見		<p>・なし</p>
	④行動計画	取組内容	
取組結果			<p>・平成24年の標準額設定時に平成27年9月改選後の見直し検討が付記されていることから、平成30年度予算で算定基準及び標準額を見直した。(4,355千円)</p>
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「適正な議会費の確立」は、H24年度に諮問会議から答申いただいた裁量性に乏しい費目(積算根拠が規定されている)を除く標準額を平成24年度予算で3,184千円とし、議会評価に数値を取り入れ管理している。平成30年度予算で見直しを行い、4,355千円として、議会評価の中で今後管理していく。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		<p>■今後も状況に応じ見直しを行いながら、議会費を管理していく。</p>
	ウ. 方向性		<p>A</p>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第14条 (議員定数・歳費)	
	条 文	<p>議員定数・歳費は、それぞれ会議条例、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)で定める。</p> <p>2 前項に規定する議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例には、適正な歳費の確立を期すため、歳費の標準率(額)・歳費額を示す。</p> <p>3 議員定数・歳費の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関連して町民の意見を聴取するため、参考人制度・公聴会制度を十分に活用し、適正な議員定数・歳費の確立を期す。</p> <p>4 議員定数・歳費の改正については、自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	<p>・なし</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>	
	②議運で示した改善策等の 考え方	<p>・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>	
	③諮問会議の意見	<p>・なし</p>	
	④行動計画	取組内容	<p>・なし</p>
取組結果		<p>・現在の条例に基づき、定数及び歳費を管理している。</p>	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	<p>■本条の定めに基づく「議員定数・歳費」については、平成23年度に諮問会議の答申をいただき、定数は2常任委員会を維持する「10名」、歳費は福島町方式を導入しており、当面、議員の活動日数の検証を行いながら、この形を維持することとしている。しかし、「定数・歳費」は諮問会議の所掌事項として諮問会議条例に規定されているが、本条例に規定されていないため、規定する改正及び文言調整に係る改正が必要。</p>	
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方	<p>改正案 議員定数・歳費は、それぞれ会議条例、議会議員の歳費・費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)で定める。</p> <p>2 前項に規定する議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例には、適正な歳費の確立を期すため、歳費の標準率(額)・歳費額を示す。</p> <p>3 議員定数・歳費の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関連して町民の意見を聴取するため、本議会基本条例諮問会議、参考人制度・公聴会制度を十分に活用し、適正な議員定数・歳費の確立を期す。</p> <p>4 議員定数・歳費の改正については、町民の直接請求(地方自治法第74条第1項)があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。</p>	
	ウ. 方向性	<p>D (条例の見直し)</p>	
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第15条 (議員研修の充実強化)	
		条 文	<p>議会は、議員の政策形成・立案能力等の向上を図るため、別に定める福島町議会議員研修条例(平成20年条例第9号)に基づき議員研修を実施する。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員活動に活用する議員研修会を積極的に開催する。</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	<p>・議会では過去の財政健全化に向けた取り組みとして、行政視察を廃止し、これを補完する意味も含めて「政務活動費」を取り入れている。しかし、「町民が実感できる政策を提言する議会」をより進展させるためには、参考とする自治体の現状を体感することも必要です。第13条の議会費との関係もありますが、テーマを決めた常任委員会の行政視察のあり方を検討する時期にある。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>		
	②議運で示した改善策等の考え方	<p>・テーマを決めた行政視察のあり方を常任委員会で検討する。</p>		
	③諮問会議の意見	<p>・なし</p>		
	④行動計画	取組内容	<p>【整理No.12「常任委員会における行政視察の検討」、整理No.13「政務活動費の利用促進」参照】</p>	
		取組結果	<p>【整理No.12「常任委員会における行政視察の検討」、整理No.13「政務活動費の利用促進」参照】</p> <p>※道議会研修については、常任委ごとの隔年参加を改め、平成28年度から全議員で参加</p>	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	<p>■本条の定めに基づく「議員研修の充実強化」については、行動計画に基づき実施しているが、特に問題・課題はないと考える。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>		
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	<p>■特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>		
	ウ. 方向性	<p><u>A</u></p>		
	エ. 諮問会議委員の意見			

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第16条 (政務活動費)
		条 文	政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める福島町議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年条例第20号)に基づき議員個人に対して交付する。 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出し、自ら1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に公表する。
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・議員全員が交付申請していない状況にあります。また、政務活動費の精算による戻し入れもあります。議員の政策研究、政策提言等がより進むように政務活動費を有効活用することが必要です。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の考え方		・政務活動費の活用実績をもとに交付額のあり方も含め活用促進に向けた検討を行う。
	③諮問会議の意見		・なし
	④行動計画	取組内容	【整理No.13「政務活動費の利用促進」参照】
取組結果		【整理No.13「政務活動費の利用促進」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「政務活動費」については、行動計画に基づき実施しているので、特に問題・課題はないと考える。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		■特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。
	ウ. 方向性		A
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第17条 (議会白書、議会・議員の評価)	
	条 文	<p>議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を1年毎に調製し、議会白書として町民に公表する。</p> <p>2 議会は、議会の活性化に終焉(えん)のないことを常に認識し、議会評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する。</p> <p>3 議員は、複数の町民の代表者を擁する議会の一員をなしていることから、多様な議員活動の評価については、自己評価として1年ごとに町民に公表する。</p> <p>4 議会白書、議会の評価、議員の評価に関する必要な事項は、福島町議会運営基準(平成13年議会基準第1号)で定める。</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・議会白書は、引き続き毎年度作成し公表します。 ・議会評価は、諮問会議の意見も参考に引き続き毎年度行い、公表します。 ・議員評価は、引き続き毎年度行い、公表します。 <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	②議運で示した改善策等の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。
	③諮問会議の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・なし
	④行動計画	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
		取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例及び運営基準に基づき、作成公表を実施
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「議会白書、議会・議員の評価」については、<u>淡々と実施し、「町民と議員の懇談会」等で評価されているので、特に問題・課題はないと考える。</u></p> <p>【<u>条文等の見直しは必要ないと考える。</u>】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		<p>■<u>特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</u></p>
	ウ. 方向性		<p><u>A</u></p>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第18条 (議長・副議長志願者の所信表明)	
		条 文	議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表民主制の議会の責務を強く認識して、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	・なし 【条文等の見直しは必要ないと考える。】		
	②議運で示した改善策等の考え方	・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。		
	③諮問会議の意見	・なし		
	④行動計画	取組内容	・なし	
		取組結果	・H23.9月、H27.9月の初議会において、議長・副議長志願者が所信を述べている。	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	■本条の定めに基づく「議長・副議長志願者の所信表明」については、平成23年・27年の改選期に円滑に実施されているので、特に問題・課題はないと考える。 ただし、条見出しおよび本文の表現を直接的にし、併せてわかりやすく修正を行う。		
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方	■なし (条見出し「議長・副議長志願者の所信表明」を「議長・副議長を志願する議員の所信表明」に、条文3行目「者」を「議員」に条文改正)		
	ウ. 方向性	A (条文改正は文言修正であり、内容に変更はないのでAとした)		
	エ. 諮問会議委員の意見			

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第19条 (議会広報の充実)
		条 文	<p>議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知する。</p> <p>2 議会は、情報通信技術 (ICT) の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つ議会広報活動を行う。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・全号、表紙と裏表紙をフルカラー印刷としたことで、より親しみやすい広報紙に近づいたと思います。しかし、ページ数 (予算) の関係上、議会活動の内容を詳細に伝える編集方針も影響し、文字サイズも小さく、行間の狭い紙面構成になりがちである。</p> <p>・議会ホームページについては、町ホームページと同様に H27 年度中に CMS を導入しリニューアルする予定である。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	②議運で示した改善策等の 考え方		<p>・町広報紙と合せて文字サイズを大きくし、年間ページ数を増やすことについて行政側と協議する。</p> <p>・議会ホームページのリニューアルに向け、他議会を参考により見やすいレイアウトを検討する。</p>
	③諮問会議の意見		・なし
	④行動計画	取組内容	【整理No.5「議会ホームページの充実」、整理No.14「議会だよりの充実・改善」参照】
		取組結果	【整理No.5「議会ホームページの充実」、整理No.14「議会だよりの充実・改善」参照】
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「議会広報の充実」については、行動計画に基づき順調に推移しているが、「読みやすく・わかりやすい」という普遍的な課題を念頭に進めていく必要がある。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		■特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。
	ウ. 方向性		<u>A</u>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第20条 (附属機関の設置)
		条 文	<p>議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査・調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置する。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の附属機関に、議員を構成員として加える。</p> <p>3 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・引き続き現行の委員5人体制で、年3回の会議を予定し諮問事項を調査審議していただく予定である。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	②議運で示した改善策等の 考え方		<p>・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>
	③諮問会議の意見		<p>・なし</p>
	④行動計画	取組内容	
取組結果			<p>・諮問会議条例に基づき、毎年度、議運で確認した諮問事項について、諮問会議で調査審議していただき答申を受けている。(年3回開催)</p>
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■第7条の「H27 検討実績」の諮問会議の意見、「H30 検討計画」のア・イ参照</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		<p>改正案 (専門的知見の活用・付属機関の設置) 議会は、議会活動、町政の課題に関する審査・調査のため、必要があると認めるとき、専門的な知見・経験を有する者等の積極的な活用を図る。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるとき、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置する。</p> <p>3 議会は、必要があると認めるとき、前項の附属機関に、議員を構成員として加える。</p> <p>4 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
	ウ. 方向性		<p>D (条例の見直し)</p>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)		条 項	第21条 (議会事務局の体制整備)
		条 文	議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮する。
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・引き続き現行の職員体制を維持し、議会・議員の政策形成・立案機能を高めていくものとします。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の 考え方		・特に新しい改善策はなく、正職員3人体制を維持する。
	③諮問会議の意見		・なし
	④行動結果	取組内容	
取組結果			・正職員3人で監査委員補助職員も兼務し、業務を遂行しています。また、会議録調整のため臨時職員1名を配置しています。執行機関の法務機能の活用や職員の併任の実例はなく、事務局職員で対応しています。
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「議会事務局の体制整備」については、「当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮する。」という条文が意味をなしていないように思われる。
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		改正案 議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。事務局職員は積極的に研修に参加し、日々、自己研鑽に精励するものとする。 2 議長は、事務局体制の強化を図り、事務局職員の人事にあたっては、町長と事前に協議することを旨とする。
	ウ. 方向性		<u>D (条例の見直し)</u>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第22条 (議会図書室の充実、公開)	
	条 文	<p>議会は、図書室に、自治法第100条の規定による官報、広報、刊行物のほか、次の図書等を保管し、議員のみならず、町民、町職員の利用に供する。</p> <p>(1) 予算・決算資料 (2) 福島町の各種計画書 (3) 町広報 (4) 議会だより (5) その他必要な図書及び資料</p>	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・本会議の議案・資料及び常任委員会等の調査資料を議会図書室に保管することの検討が必要です。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	②議運で示した改善策等の 考え方		<p>・前年度分の本会議関係の資料及び常任委員会等関係資料を議会図書室に保管することを検討します。</p>
	③諮問会議の意見		<p>・なし</p>
	④行動計画	取組内容	<p>【整理No.15「議会図書室の充実」参照】</p>
		取組結果	<p>【整理No.15「議会図書室の充実」参照】</p>
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「議会図書室の充実、公開」については、行動計画に基づき順調に推移していると認識している。 【文言修正以外の条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		<p><u>改正案 (抜粋)</u> 議会は、図書室に、地方自治法第100条の規定による官報、広報、刊行物のほか、次の図書等を保管し、議員のみならず、町民、町職員の利用に供する。 (中略) (5) その他必要な図書・資料等</p>
	ウ. 方向性		<p><u>A (条文改正は文言修正であり、内容に変更はないのでAとした)</u></p>
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第23条 (自由討議による合意形成)		
	条 文	<p>議会は、議員による討議・討論の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。</p> <p>2 議員は、前項による議員相互の自由討議を拡大し、政策・条例・意見等の議案提出を積極的に行う。</p>		
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<p>・本会議における議員間討議は不足しているが、議案審議にあたり、質疑と意見交換を分けた会議進行により、論点が明確化され、説明員との議論は活発に行われています。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>	
	②議運で示した改善策等の考え方		<p>・議員間討議の実践・質疑意見交換の明瞭・簡潔化（第2条関係）、事前勉強会の充実（第6条関係）に向け取り組む。 ・説明員の対応について会計管理者は毎回出席要求しているが、今後の対応について検討します。</p>	
	③諮問会議の意見		・なし	
	④行動計画	取組内容	【整理No.1「議員間討議の推進」参照】	
取組結果		<p>【整理No.1「議員間討議の推進」参照】 ※平成28年より定例以外の本会議には、会計管理者を説明員として出席要請していない。</p>		
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■【議員間討議について】 本会議での議員間討議がない。しかし、当議会常任委員会の所管事務調査の充実がその大きな要因であると理解する。※条文に文言の誤りあり 【訂正以外の条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>	
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		<p>■【議員間討議について】 現行の行動計画の取り組みを継続する。 <u>(下から2行目の「政策」を「政策」に条文改正)</u></p>	
	ウ. 方向性		<p><u>B (行動計画に委任 (継続改善)) ※条文改正は文言訂正であり、内容に変更はないので B とした</u></p>	
	エ. 諮問会議委員の意見			

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第24条 (委員会の活動)	
	条 文	議会は、委員会の運営に当たって、資料等を積極的に事前公開し、町民にわかりやすい議論を行う。 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を自ら作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、責任をもって質疑に対する答弁を行う。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・ 常任委員会にあつては、休憩中に論点整理し議員間討議が行われている。 ・ 常任委員会・特別委員会においても、開催後5日以内の録画配信を目標とし、編集作業を行っている。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】 ◆ [H26 議会評価項目：討議→△]
	②議運で示した改善策等の考え方		・ 議員間討議の実践・質疑意見交換の明瞭・簡潔化（第2条関係）、事前勉強会の充実（第6条関係）に向け取り組む。
	③諮問会議の意見		・ 議員間討議については、第2条と同じ意見
	④行動計画	取組内容	【整理No.1「議員間討議の推進」、整理No.12「常任委員会における行政視察の検討」参照】
取組結果		【整理No.1「議員間討議の推進」、整理No.12「常任委員会における行政視察の検討」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「委員会の活動」については、現状行われている委員会報告書の執行者側への手交は、事務的な手続きとして運営基準に記載されているだけで、基本条例に規定されていない。現状は、議会の意思を執行者側に伝える重要な役割を担い、善政競争のための大事なアクションであり、この条に追加する。
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		改正案 (第3項追加) 3 議長は、所管事務調査の委員会報告書を執行者側に説明のうえ、手交する。
	ウ. 方向性		D (条例の見直し)
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第25条 (開かれた活動的な議会の推進)		
	条 文	<p>議会は、町民の代表機関として、町政の諸課題に柔軟に対処し、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営とすべての議会の会議等の連携により機動力を高めアクティブ型議会を推進する。</p> <p>2 議会は、広報・広聴常任委員会を町民との協働のまちづくりを目指す討議の場ととらえ、地域の課題、行政の政策課題、基本構想・基本計画、予算、条例などについて、町民と情報を共有し、自由に意見交換する。</p>		
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・広報・広聴常任委員会活動を活発化することが必要です。 ・町長の附属機関の委員や一部町民より、委員会の活動と回数の多いことに対する批判があるので、きちんと内容を伝えることが必要です。 <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>	
	②議運で示した改善策等の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の広報・広聴常任委員会で定期開催の内容をまとめる。(第5条と同じ。) 	
	③諮問会議の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	
	④行動計画	取組内容	【整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.8「町政に対する要望・意見の取りまとめの活用」参照】	
		取組結果	【整理No.4「広報・広聴活動の充実」、整理No.8「町政に対する要望・意見の取りまとめの活用」参照】	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		<p>■本条の定めに基づく「開かれた活動的な議会の推進」については、趣旨に応じた行動計画により進められているものと認識している。</p> <p>【条文等の見直しは必要ないと考える。】</p>	
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		<p>■特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。</p>	
	ウ. 方向性		A	
	エ. 諮問会議委員の意見			

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第26条 (最高規範性)	
	条 文	この条例は、議会の最高規範であって、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定してはならない。 2 議会は、議会に関する憲法、法律、他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念・原則に照らして判断する。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		・なし 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の考え方		・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続する。
	③諮問会議の意見		・なし
	④行動計画	取組内容	・なし
取組結果		・この条例を遵守した条例等の制定を進めるとともに、法令等の解釈もこの条例の理念・原則に照らして判断しています。	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「最高規範性」については、この条例の位置付け・性格を表すものであり、内容は妥当で変更する必要はないと考える。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		■なし
	ウ. 方向性		A
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第27条 (議会・議員の責務)	
	条 文	議会・議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たす。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題		■議会・議員の町民に対する説明責任を果たす前提となる、情報共有の難しさを痛感しています。これは、本会議及び委員会活動における活発な議論展開や修正動議及び原案反対に対し、町民から議会が町長批判ばかりしているとの誤解した意見もあります。議会だよりに出来るだけ詳細に議論経過を掲載することとしていますが、紙面の関係上、伝えきれない部分もあり、掲載方法の工夫が必要です。また、議会報告会等の機会に積極的に議論経過を説明することも必要と考えています。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の 考え方		・広報・広聴常任委員会の充実（第5条関係）、議会報告会の継続開催（第7条関係）及び議会広報と議会ホームページ（第19条関係）の充実を図り、説明責任の精度を高める取り組みを進めます。
	③諮問会議の意見		・なし
	④行動計画	取組内容	・なし
取組結果		・本条に定めに基づき、適正に議会を運営している。	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■本条の定めに基づく「議会・議員の責務」については、議会・議員として認識しており、この考え方に基づき議会改革等の取り組みを進めていることから、内容は妥当で変更する必要はないと考える。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方		■なし
	ウ. 方向性		A
	エ. 諮問会議委員の意見		

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第28条 (見直し手続)
	条 文	<p>議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討する。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、厳格にして慎重な意思決定を期待する特別多数議決の趣旨を尊重し、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を詳しく説明する。</p>
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	○諮問会議の検討結果に基づき、議会で検討する。 【条文等の見直しは必要ないと考える。】
	②議運で示した改善策等の 考え方	・前回同様の検討を行い、行動計画をまとめ取り組みます。
	③諮問会議の意見	・なし
	④行動計画	取組内容 【整理No.16「議会基本条例の改正」参照】
	取組結果	【整理No.16「議会基本条例の改正」参照】
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	■本条の定めに基づく「見直し手続」については、手続きとして妥当であり、内容を変更する必要はないと考える。 【 <u>条文等の見直しは必要ないと考える。</u> 】
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方	■なし
	ウ. 方向性	<u>A</u>
	エ. 諮問会議委員の意見	

※方向性の判断 A：現状維持 B：引き続き改善 C：新規改善 D：条例の見直し

現行対象条文等 (H30.7月現在)	条 項	第29条 (条例のつくり)	
	条 文	この条例のつくりの根底をなすものは、正確を基本とするとともに、条文をわかりやすくするため、引用文の省略など、条例制定の既定の手法を改善するものとする。 2 条項の規定を一層明確にするため、受動的・間接的な表現を能動的なものとする。	
H27 検討 実績	①議運で整理した現状・課題	・なし 【条文等の見直しは必要ないと考える。】	
	②議運で示した改善策等の 考え方	・特に新しい改善策はなく、これまでの取り組みを継続します。	
	③諮問会議の意見	<p>要望～議会基本条例の制定以降、改革が進んでいるが、改革の内容が多岐にわたり細かくなるにつれて全体像が見えにくくなっている。議会基本条例の各条文ごとに関連する条例・規則・規程・基準など、定めているすべてのルールを一覧できるかたちで示せば、議会が進めてきた改革の全貌が理解しやすくなる。</p> <p>また、その全体像を抑えたうえで考えれば、関連の条例・規則・規程・基準などに定めた規定のなかには、議会基本条例の本体に掲げたほうがよいと思われるものも出てくるのではないかと。これを4年後の見直しの時の課題にするために、いまから心して整理しておく必要があるのではないかと。</p> <p>回答～議会運営委員会で検討して、4年間で何とか整理したいと思います。 ○定着したルールを基本条例本体に入れ込む整理をする。 ○条文と関連した規定（規則・基準）を整理し整合性を図る。（条例等の関係図の作成） ○今期中中に全体を精査調整し一括して条例改正で対応する。</p>	
	④行動計画	取組内容	・なし
取組結果		・平成30年度見直しの中で整理する。	
H30 検討 計画	ア. 議運で検討した現状・課題	①本条の定めに基づく「条例のつくり」については、 <u>第2項の表現が説明不足な点等があり改正が必要。</u> ②「H27 検討実績」における諮問会議意見が未整理で残っている。	
	イ. 議運で検討した改善策等の 考え方	①改正案（抜粋） 2 条項の規定を一層明確にするため、受動的・間接的な表現を能動的・ <u>直接的なものとする。</u> ②本条例以外の条例・規則・基準・要綱等の関係図の作成については、 <u>同時進行で別途整理する。</u>	
	ウ. 方向性	<u>A（条文改正は文言修正であり、内容に変更はないのでAとした）</u>	
	エ. 諮問会議委員の意見		